平成２４年（フ）第２６２号
長野市松代町大室1560番地39
債務者　清水　誠也
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
長野市豊野町豊野1039番地10
債務者　髙橋　忠雄
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
北海道岩内郡岩内町字高台81番地の７
債務者　中村　正子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第３８号
盛岡市永井16地割86番地４　ヴィラたかくろＡ―12号、旧住所盛岡市月が丘１丁目28番16号
債務者　小松　　進
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５号
福島市泉字川原前83番地の５、従前の住所福島市飯坂町字小滝５番地
債務者　佐藤　美雪
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
福島市鎌田字鶴田43番地の１　モン・ボザールⅡ―202、従前の住所福島市鎌田字町50番地の９　サンハイツ鎌田203
債務者　西嶋　良生
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
福島県二本松市古家65番地
債務者　三浦さつき
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼306　フローラルＦＵＪＩ　Ｂ―101
債務者　猪合　健太
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ｂ－３号棟５号室
債務者　中島　和江
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目588番地
債務者　前田八重子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３２号
兵庫県川西市けやき坂３丁目10番地の３
債務者　野口　美華
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９７号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目24番16―516号
債務者　小林　和史
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第８号
兵庫県伊丹市御願塚５丁目２番16号
債務者　和田　弥生
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋717番地１
債務者　三浦　勇人
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２３号
鳥取県倉吉市丸山町498番地17、前住所倉吉市西福守町899番地
債務者　植田　美紀（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第６０号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1807番地１　町住34号
債務者　伊藤　満彦
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第４４１号
住民票上の住所長野県長野市桐原１丁目６番11号　ナチュレ白樺Ａ
債務者　安井　祥子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部